

マイナンバーカードを使おう！～医療の電子化のメリットについて～

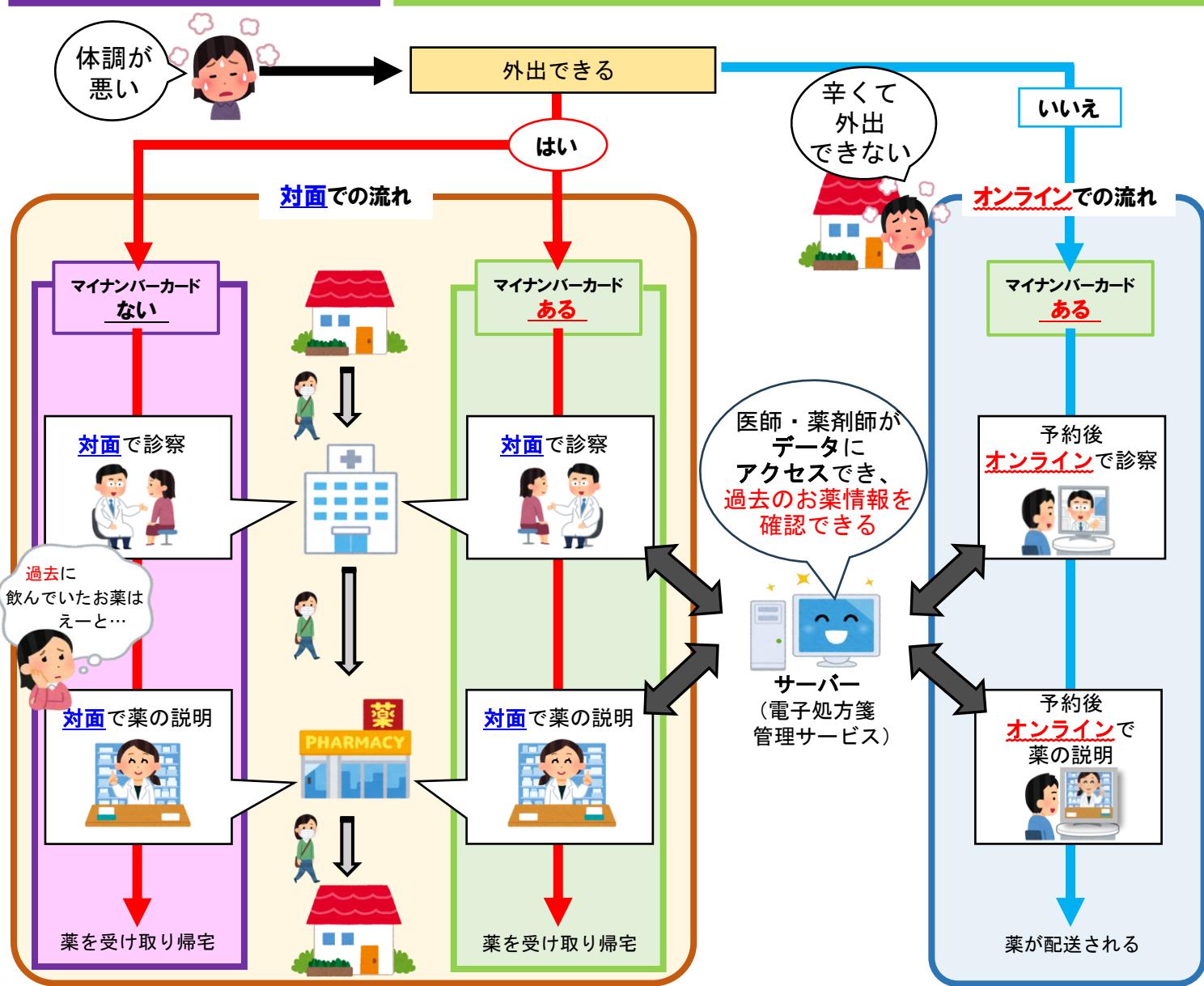
マイナンバーカード（マイナカード）を健康保険証として利用し、処方薬の履歴などの情報を医療者に提供することに同意することで、様々なメリットがあります。

マイナンバーカードが ない 場合

- ✓ お薬手帳（冊子版）を持っていない、あるいは持参し忘れた場合、過去のお薬情報などを患者が記憶を頼りに医師・薬剤師へ伝えなければならない
→ 誤って伝える可能性あり

マイナンバーカードが ある 場合

- ✓ お薬手帳（冊子版）を持っていない、あるいは持参し忘れた場合でも、過去のお薬情報などのデータに医師・薬剤師がアクセスできる
→ 他の医薬品との重複や相互作用を確実に回避できる（災害時も有効）
- ✓ お薬手帳（電子版）とマイナポータルの連携により、自動で処方薬の情報を取得できる → 自身でのお薬管理がラクになる
- ✓ 医療費控除の申請など、様々な手続きが簡素化ないしは省略されるなど



健康やお薬などについて、気になることがある方は、相談薬局・出張相談会で薬剤師に気軽に尋ねください。

《一出張相談会ー 保健室に学校薬剤師が来ます》
ドラッグレターの内容、医薬品や健康、薬物乱用などについて、相談・聞きたいことがある人は保健室まで！
2月 17 日(火) 12 時 35 分 ~ 13 時 20 分

作成・発行元

北陸大学薬学部
教授 大柳賀津夫(学校薬剤師)
准教授 岡本晃典(薬剤師)
5年生 中松獎悟

